

SAIKI INFORMATION

## 「基本から始める男の料理教室」受講生募集!

料理のうんちくや包丁の使い方など基礎から学んでみませんか。

### ■とき

3月18日(金)・22日(火)・25日(金)・28日(月)・31日(木) 15時～17時

### ■ところ

渡町台地区公民館2階調理室

### ■内容

18日(金)料理の基本を知る

↳調理用語と包丁の使い方

22日(火)チャーハン、

豆腐とわかめの味噌汁

25日(金)親子丼、

ホウレンソウのおひたし

28日(月)カレイの煮つけ、豚汁

31日(木)麻婆豆腐、とり天

### ■人数

15人(申込者多数の場合は抽選)

### ■受講料

3,000円

### ■申込方法

ハガキに、①郵便番号と住所②氏名

③年齢④電話番号を記入して郵送してください。後日、応募者全員に結果を

通知します。

### ■応募締切

3月15日(火) 必着

### 《問い合わせ》

教育委員会生涯学習課(〒876-008

53 中村東町6番9号、☎22324

5)

SAIKI INFORMATION

## 平成23年度「佐伯市少年少女発明クラブ」クラブ員募集!

みんなで一緒にものづくりを楽しもう!



### ■開催期間

4月～平成24年3月

※原則、毎月第3土曜日の9時～12時

### ■対象

市内の小学4～6年生(新学年)

### ■募集人数

23人程度(申込多数の場合は抽選)

### ■開催場所

鶴谷中学校技術室・理科室

### ■参加費

8,000円以内(年間教材費・傷害保険料含む)

### ■申込方法

必要事項を記入し、ハガキか FAXで申し込んでください。

### ■必要事項

住所・氏名・ふりがな、学校・新学年、保護者氏名、メールアドレス(携帯電話も可)、保護者電話番号(平日昼間用は携帯電話も可)

### ■申込期限

3月31日(木) 必着

### 《申込み・問い合わせ》

〒876-8585 佐伯市中村南町

1-1 商工振興課内 佐伯市少年少女発明クラブ事務局(☎22394

3、FAX②2615)

SAIKI INFORMATION

## 市内72か所に防災スピーカーを追加整備します

災害時の緊急一斉放送を目的として、佐伯管内の未整備地域72か所(佐伯・渡町台・佐伯東・上堅田・鶴岡・八幡・西上浦・下堅田・青山・木立)に防災スピーカーの追加整備を進めていきます。

3月1日からテスト放送による調整を行い、4月1日から放送を開始する予定です。

また、4月以降に該当する地区の自治委員の皆さんを対象に運用説明会を行う予定です。

工事やテスト放送などでご迷惑をおかけしますが、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

### 《問い合わせ》

防災危機管理課(☎223111

内線383・384)



## 寡婦・寡夫への医療費助成制度が変わります



一部の地域で行われていた、かつてひとり親世帯であった寡婦・寡夫への医療費助成制度が、4月1日から佐伯市全域で行われることになりました。

それに伴い、受給条件が大きく変わります。

### ■受給資格者

- 次の条件をすべて満たす人
- かつてひとり親家庭の母又は父として18歳未満の児童を扶養していた人
- 現在、配偶者がおらず、かつ、ひとり暮らしの人
- 年齢60歳以上70歳未満の人
- 所得税が非課税の人
- 医療保険の被保険者

### ■助成の額

保険対象医療費の自己負担分の3分の1を助成します。

### ■申請の手続

○現在、寡婦及び寡夫医療費の助成を受けている人

3月中に、郵送で連絡し、3月中に、郵送で連絡し、受給できなくなる場合も含む。

### ○新たに申請を行う人

次のものを準備して、市役所子育て支援課(12番窓口)又は各振興局市民サービス課にお申し込みください。

①戸籍謄本(寡婦・寡夫であることを確認できるもの)

\*現在配偶者がいないこと、死別・離婚をし、そのとき18歳未満の児童がいたことが記載されているものが必要です。

②印鑑

③健康保険証

④預金通帳

⑤所得・課税証明書(平成22年1月1日に佐伯市に住所がなかった人のみ必要)

### 《問い合わせ》

子育て支援課 (☎223972)

## 軽自動車の廃車や名義変更の手続はお早めに

軽自動車税は、その年の4月1日現在の所有者に課税されます。廃車や名義変更をした場合は、3月末までに手続をしてください。解体、売却、譲渡などをしてしても、手続しないと引き続き翌年度も課税されます。

なお、車種によって手続場所・期限が異なりますのでご注意ください。

①二輪車(125ccを超えるもの)、三輪車、軽四自動車

【手続場所】佐伯地区自動車協会(向島1-1-2、☎220513)

【手続期限】3月29日(火)

※事前に必要書類や手数料などを確認の上、手続をしてください。

②原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車(トラクター、フォークリフトなど)

【手続場所】税務課市民税係(市役所本庁舎1階4番窓口、☎223115)または各振興局市民サービス課

【手続期日】3月31日(木)

### 【手続きの種類と必要なもの】 廃車手続

現在所有していない、処分する、所有者が亡くなって使用していない、市外へ転出する(市外の人に譲る場合も含む)などの場合:ナンバープレート、所有者の印鑑

### 名義変更

市内の人に売却したり、譲ったりする場合:新・旧所有者両方の印鑑(標識番号・車台番号及び新旧所有者の氏名と住所を確認しますので把握しておいてください。)

※廃車手続や名義変更の手続を代理人がする場合は代理人の印鑑も必要です。

ナンバープレートをほかの車に付け替えたり、名義変更せずに他人に貸したり譲ったりすることは法律により禁止されています。

### 《問い合わせ》

税務課市民税係(本庁舎1階4番窓口、☎223115)または各振興局市民サービス課

## 国民健康保険への加入・脱退手続きをお忘れなく

### ● 加入手続きについて

国民健康保険(国保)への加入の届出が遅れると、その間にかかった医療費は、全額自己負担となる場合があります。次のような場合は、必ず14日以内に国保の加入手続きをしてください(印鑑が必要です)。

- ほかの市町村から転入したとき
- 職場の健康保険を脱退したとき(※)
- 子どもが生まれたとき
- 生活保護を受けなくなったとき
- 外国籍の人が転入するとき(1年以上滞在する場合のみ)

※職場の健康保険を脱退した場合は、勤めていた事業所などからの「健康保険資格喪失証明書」が必要です。

### ● 脱退手続きについて

国保に加入している人が、次のいずれかに該当するようになった場合、国保の保険証は使えなくなり、該当する人は、ただちに届け出てください(国保の保険証と印鑑が必要です)。

- ほかの市町村に転出したとき
- 職場の健康保険に加入したとき(※)
- 後期高齢者医療制度に加入したとき(65〜74歳の加入者)
- 生活保護を受けるようになったとき

※職場の健康保険に加入した場合は、勤めることになった事業所などからの「健康保険資格取得証明書」が必要です。

### ● 届出について

原則として、届出は世帯主または加入する本人です。代理人が手続きをする場合は、加入する本人と代理人両方の印鑑が必要になります。

### 《届出窓口・問い合わせ》

保険課国民健康保険係(本庁舎1階、16・17番窓口 ☎ 3199) または各振興局市民サービス課

## スポーツ安全保険に加入しませんか?

スポーツ安全保険は、運動をする人はもちろん、文化活動、ボランティア活動などをする人に最適な保険です。

グループ活動中の事故や、往復途中の事故などが保険金の支払い対象となります。

各種文化活動を行うグループやスポーツ団体は、加入をおすすめします。

なお、申込用紙は教育委員会体育保健課または各振興局地域振興教育課にあります。

### ■ 加入条件

5人以上のグループ

### ■ 保険期間

4月1日〜

平成24年3月31日

### ■ 受付期間

3月1日〜

平成24年3月30日

### 《問い合わせ》

教育委員会体育保健課(まな美1階、☎ 4062)

## 野生鳥獣による被害でお困りの人へ〜防護柵費用の補助を行います

農林産物を野生鳥獣から守るため、被害防護柵の資材に対して補助を行います。

■ 補助金額  
資材費の3分の2(上限あり)

■ 必要なもの  
申込者の印鑑、見積書(購入する資材の金額が分かる書類)

### ■ 補助の条件

鳥獣の種類	防護柵の条件
イノシシ	電気柵: 500m以上 トタン柵: 300m以下 鉄線柵: 1,000m以上 ※鉄線柵は2人以上で申し込んでください
シカ	シカネット: 100m以上
サル	電気柵: 100m以上 防護柵: 100m以上

※購入後の申込みはできません。予算に限りがありますので、申込者が多い場合は抽選となります。

■ 申請期限 4月28日(木)

### 《申し込み・問い合わせ》

林業課林務係(☎ 4214) または各振興局地域振興・教育課



## さいき903エコマイスターを派遣します



さいき903エコマイスター派遣制度は、身近な自然環境から温暖化などの地球環境まで、環境に関する学習をしたい人に利用してもらうための制度です。

### ■派遣の対象

10人以上の団体で行う、環境に関する学習会（営利、宗教を目的としないもので、講座、工作教室、自然観察会など）

### ■申込手続

希望する日の2週間前までに窓口に応じ込んでください。

ただし、講師の都合により、希望どおりの日程にならないこともあります。

また、事前に準備が必要な場合（自然観察会の時の長靴など）がありますので、申し込み・問い合わせはお早めにお願います。

講師の派遣費用などについては、市から支給しますので必要ありません。

お気軽にお申し込みください。

さい。

### ※さいき903エコマイスターとは

以下のいずれかに該当する人（又は団体）で、市の審査により適格であると認められた人がエコマイスターとして登録されます。

- 環境の保全、保護などに関する指導者又は実践者として実績のある人
- 環境に配慮した技能、工芸技術を持つ人

### 《申し込み・問い合わせ》

生活環境課 環境企画係  
☎(22)3995

※派遣依頼に必要な様式は佐伯市のホームページからダウンロードできます

## 土砂災害にご注意を。～警戒区域が指定されました～

県は、1月18日付で「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の規定により、市内で新たに114か所、土砂災害の警戒区域と特別警戒区域を指定しました。

指定区域の図面は、県佐伯土木事務所管理保全課、市役所防災危機管理課で縦覧することができます。

雨の多い季節に備え、指定区域はもちろん、それ以外の地域でも土砂災害に注意し、日ごろの備えを十分にしてください。

### ●土石流とは？

山や谷から崩れた土や石など

防災危機管理課 ☎(22)3111  
1内線383・384

### 《問い合わせ》

だが、大雨などの水と一緒に流れてくる。前兆として、山がうるような音がする、川が濁り流木が混じる、雨が降り続けているのに川の水が減る、などの現象が見られる。

### ●急傾斜地の崩壊とは？

豪雨や地震などにより地盤がゆるみ、突然崩れ落ちる。前兆としてがけに裂け目が出てきたり、小石がパラパラ落ちてきたり、濁り水が湧き出たりする現象が見られる。

指定された警戒区域の、土砂災害の種類と箇所数 (単位：箇所)

所在地区	急傾斜地の崩壊	土石流
田の浦	1	
大字上岡	3	3
大字鶴望	3	
大字海崎	10	2
大字戸穴	5	
大字霞ヶ浦	5	3
大字護江	1	
大字狩生	4	
大字二栄	2	
大字池田	5	2
大字長谷	14	11
大字堅田	8	12
大字長良	7	5
大字青山	1	1
大字木立		6